

2018年12月定例県議会 一般質問

2018年12月11日

日本共産党 阿部裕美子県議

日本共産党の阿部裕美子です。 県議団を代表し質問します。

一、原発問題について

原発事故から7年9か月が経過した本県において、最も重要な課題が原発の廃炉を安全に速やかに進めることです。

11月に予定していた東京電力福島第一原発3号機の燃料貯蔵プールからの燃料取り出し開始は、この間の電圧設定ミスでクレーンが止まるなど不具合が続出し、年明け以降に延期されました。規制委員会委員長からも「手ぬきにすら見える不具合だ」と指摘の聲が上がっています。

福島第一原発3号機の使用済み燃料取り扱い設備について、トラブルの原因究明を行い、その結果を速やかに公表するよう東京電力に求めるべきと思いますが、考えを尋ねます。

原発労働者の裁判で、元請けに支払われた日当と危険手当を含む4万3千円の給与が受け取った労働者の手元にはわずか1万1千円と74%もピンハネされている多重下請けの実態が明らかにされました。廃炉は原発労働者の肩にかかっています。除染労働者の危険手当について環境省が事業者を指導したように、原発労働者にも除染労働者と同様に危険手当が、確実に支払われるよう国に求めるべきと思いますが、考えを尋ねます。

原発労働者のピンハネが発生する多重下請け構造を解消し、健康を保持し、安定した身分保障の下で働くことができるようにすべきです。

原発労働者の待遇を国家公務員に準じたものとするよう国に求めるべきと思いますが、考えを尋ねます。

原発事故以来、県民は選別と分断に泣かされてきました。避難した人・しなかった人、避難したくてもできなかった人、東電から「賠償金」をもらった人・そうでない人、色々な形で現れる様々な被害に対して、東京電力は「被害がある限り賠償を行う」と述べてきましたが、誠実に向き合おうとしない態度があらわになっています。

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を受け入れない東京電力に抗議し、和解案に法的拘束力を持たせる仕組みをつくるよう国に求めるべきと思いますが、考えを尋ねます。

二、災害対策について

この間、西日本豪雨災害など相次ぐ大災害で尊い命が犠牲になり、甚大な被害を受けました。日本列島の地震活動が活発化していることや地球規模での気候変動があることが指摘されています。災害の危険から住民の命を守るために、被災の実態から教訓を引き出し、従来の延長線上でない防災・減災の角度から抜本的対策が求められています。

橋やトンネル、病院など、公共施設の多くが建設後 50 年を経過します。防災対策を強化するため、公共施設の維持補修費の予算を大幅に増やすべきです。考えを尋ねます。

本県の今年度当初予算に見る河川予算は 181 億円、土木部予算の 9.2%、維持補修費 188 億円 9.5%でしかありません。河川に堆積する土砂、立ち木、灌木の撤去や堤防の強化などが必要です。

河川の改修や整備に関する予算を大幅に増やすべきです。考えを尋ねます。

東日本大震災の時にも、地域をよく知っている消防職員、消防隊員の活動が多くの住民の命を救いました。わが県は消防職員整備率が全国平均 77.4%より低い 72.4%であり、国の算定数より約 1 千人不足しています。

消防職員を増員すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

この間の災害の経験で浮き彫りになったのが、被災者支援・復旧・復興への公的支援の抜本的強化です。国会で 4 野党が共闘して提出している「被災者生活再建支援法改正案」で求めている被災者生活再建支援金の支給限度額を 300 万円から 500 万円へ引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、考えを尋ねます。

被災者再建支援法では、圧倒的多数を占める一部損壊は住宅支援の対象外です。京都府では支援法を拡充する独自の「地域再建被災者住宅等支援制度」を創設し、「一部損壊」も支援の対象にしました。さらに、住宅再建に関連して必要な、ハウスクリーニング等の経費も対象にしています。

本県でも被災者の住宅再建について、一部損壊・半壊への県独自の支援制度を創設すべきです。考えを尋ねます。

災害時に避難所として使用される県立学校のトイレの洋式化や自家発電設備の整備も課題です。

県立学校施設の避難所機能の充実を図るべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

東日本大震災・原発事故の時にも、体育館の冷たい床の上に寝かされたまま亡くなられた方が少なくありません。東京都は防災面からも体育館のエアコン設置を決めましたが、災害時に避難所に指定される県立学校の体育館にエアコンを設置すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

小野町で7人死亡という痛ましい火災が発生しました。全焼した住宅の火災警報器が未設置で、逃げ遅れにつながったとみられています。

全国平均を下回っている住宅用火災警報器の設置を促進すべきと思いますが、考えを尋ねます。

障がい者や高齢者など要支援者の福祉避難所の避難訓練を強化する必要があります。福祉避難所の避難訓練の実施状況を踏まえ、県はどのように取り組んでいくのか、伺います。

三、福祉型県政について

県民の健康対策についてです。

国立感染症研究所は風しん患者が5年ぶりに2,000人を超えたと発表し、国は30～50代の男性のワクチン接種を無料にすると報道されました。

風しんの流行を防ぐため、対象者を限定せずワクチン接種費用が無料となるよう市町村を支援すべきと思いますが県の考えを尋ねます。

県の「第二次健康福島21計画」の中間評価が公表され、メタボ割合が基準値より悪化したことや、がん検診受診率の向上などの課題が明らかにされました。原発事故以降心の不安定化など県民の健康状況が心配される中、特定健診を無料にする市町村が県内

27 に増えています。

国保被保険者の特定健診受診率を向上させるため、全市町村で受診料が無料となるよう市町村を支援すべきと思いますが、考えを尋ねます。

がん検診の受診率を向上させるため、受診料が無料となるよう市町村を支援すべきと思いますが考えを尋ねます。

介護問題についてです。

介護分野の離職率は他の産業より高く、2025年度の都道府県別介護職員充足率では、福島県は千葉県と並び 74.1%で全国最下位となっています。国の処遇改善だけでは足りません。

介護職員を確保するため、賃金引上げ等、本県独自の処遇改善策を実施すべきと思いますが、考えを尋ねます。

「老々介護」に疲れ果てた高齢者夫婦の無理心中や「孤立死」など、痛ましい事件が後を絶ちません。家族の介護・看護のために仕事を止める「介護離職」が毎年 10 万人に上っています。重い保険料・利用料の負担や介護施設や介護職員の不足など、“保険あって、介護なし”の事態の解決は国民的課題です。特別養護老人ホームの 1 万人を超えている待機者の解消を急がなければなりません。

待機者が入所できるよう特別養護老人ホームの整備促進に取り組むべきと思いますが、考えを尋ねます。

低所得でも入所できるようにしてほしいとの要望は切実です。国民年金受給者も特別養護老人ホームに入所できるよう利用者負担を軽減すべきと思いますが、考えを尋ねます。

障がい者支援についてです。

「障害のある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」が今議会に提案されました。「障害者権利条約」「障がい者差別解消法」等を経て本県における第一歩であります。

このような社会実現へ、人々の努力が行われている時に、中央省庁や地方自治体による障がい者雇用の人数を「水増し」し、障がい者雇用率を偽って公表していた問題は障がい者雇用を率先して推進する立場の国・自治体が、障がい者をはじめ国民を欺き続けていたことであり、重大問題です。本県においてもなぜこのような事態が発生したのか

深く反省すべきです。本県の雇用率は法定雇用率 2.5%より低い 2.07%です。

知事部局における障がい者の法定雇用率について、来年度に向け目標を設定するなど速やかに達成すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

ひきこもりは社会的な問題になっています。

本県におけるひきこもりの実態調査を行うべきと思いますが、考えを尋ねます。

四、国保問題について

日本共産党は 11 月に、高い国保税を引き下げ、住民と医療保険制度を守る提案を発表しました。国庫負担を増やして国保税をせめて協会健保並みに引き下げようというものです。健保にはない世帯に係る世帯割や、世帯人数に応じて課税される均等割を廃止すれば、協会健保並みの国保税にすることができます。

国保の加入者が低所得労働者や無職者が大半を占め、国保世帯の平均所得が、30 年前の 240 万円から 138 万円と約 100 万円も減少しているのに、一人あたりの国保税額は 6 万円から 9 万円に 1.5 倍に増大しました。国保税負担が増えた最大の原因は、医療費の国庫負担割合を 45%から 23%に引き下げたことです。全国知事会は、国保の構造的危機打開のためには、国庫負担の大幅な引き上げが必要とし、1 兆円程度の国庫支出の増額を求めました。

国保の構造的な危機を打開するためには国の負担を大幅に増やす以外に道はないと思いますが、知事の考えを尋ねます。

南相馬市は子どもの数が多くなるほど国保税が引き上がり、子育て支援にも逆行する均等割の全額免除に足を踏み出しましたが、子どもに係る国保税の均等割を市町村が全額免除できるよう県独自の支援制度を創設すべきと思いますが、考えを尋ねます。

また、保険証を取り上げられるなど、生活困窮で医療機関の受診が遅れたために死亡した「手遅れ死」が、昨年 of 全日本民医連調査で、全国で 63 人にのぼる深刻な事態が明らかとなりました。

短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付を行わないよう市町村を指導すべきと思いますが考えを尋ねます。

五、農業政策について

日米首脳が合意した新しい日米貿易協定は事実上の自由貿易協定（日米FTA）にはかなりません。TPP11でコメ、麦、牛肉、豚肉、乳製品の重要5品目も3割の関税が削減され、野菜や果物ではほとんど関税が撤廃されます。これに追い打ちをかけるものであり、日本農業が過去に例を見ない自由化の荒波に飲み込まれようとするものです。

事実上の自由貿易協定である日米物品貿易協定の交渉を開始しないよう国に求めるべきと思いますが、考えを尋ねます。

国連総会で、2019年からの10年間を「家族農業の10年」とすることが採択されました。農場の運営から管理までの大部分を1戸の家族で営んでいる「家族農業」が、世界の食料の約8割を生産し、食料安全保障や食料主権を支える基盤になっています。世界の貧困や飢餓の撲滅が掲げられている中で、家族農業という持続性のある農業形態が特に注目されており、世界の流れになっています。日本でも、家族農業が農業の中心的形態ですが、高齢化や後継者不足により、大規模化も加速しています。

38%に落ち込んだ我が国の食料自給率を引き上げ、食の安全を守るためにも、国連で採択された「家族農業の10年」の趣旨を踏まえ、小規模な家族農業経営を支援すべきと思いますが、考えを尋ねます。

就農希望者が誰でも支援を受けられるよう、農業次世代人材投資事業の交付要件の撤廃を国に求めるべきと思います。

県は農業後継者の確保対策を強力に進めるべきと思いますが、考えを尋ねます。

イノシシの農作物被害は会津方部まで広がり、被害対策を求める声は収まりません。中山間地域では原発事故被害に加えて、イノシシ被害が重なり、農作物を作る意欲も無くしてしまい、耕作放棄地の増加に拍車がかかっている現状です。

県は「イノシシ管理計画」について、どのように見直しを行うのか尋ねます。

ワイヤーメッシュ柵や電気柵の設置などの被害対策が急がれます。

有害鳥獣対策を強化するため、予算の拡充を国に求めていくべきと思いますが、考えを尋ねます。

六、商業まちづくり推進条例について

県は、「県商業まちづくり基本条例」の基本方針を来年度改定するとしていますが、審議会の中間整理素案では「連携中枢都市圏」での協力・連携も示されています。しかし、この構想は、中心都市において市町村の圏域を超えて地方自治体を再編しようとするものです。これは、本条例がめざす「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」の趣旨を大本から転換するものです。

県は、商業まちづくり基本方針の見直しにおいて、条例の趣旨と相いれない連携中枢都市圏等の広域圏構想の考え方を盛り込むべきでないと思いますが、考えを尋ねます。

七、女性と人権について

世界経済フォーラムが毎年示す「男女の格差指数」調査で、日本は144か国中114位です。日本の女性の人権、平等の遅れは、国連・女性差別撤廃委員会や人権規約委員会などの国際機関から繰り返し改善が指摘されています。県の女性の管理職登用目標は8%と目標自体が低いことがあります。

県は女性職員の積極的な管理職登用にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

県の審議会等における女性委員の登用について、目標達成に向けどのように取り組んでいるのか尋ねまして、私の質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事

阿部議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険につきましては、今年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村と共に運営することになりました。私は、国保制度を将来にわたって持続可能で安定的に運営していくためには、今後の医療費の増大に耐え得る財政基盤の確立が必要であると考えております。

このため、平成28年12月の社会保障制度改革推進本部の決定により国が確約した財政支援を、今後も国の責任において確実に実施するとともに、国の定率負担割合を引き上げるよう全国知事会を通して、強く要望しているところであります。

一、原発問題について

危機管理部長

福島第一原発3号機の使用済燃料取扱設備につきましては、3月の試運転、開始以降、度重なる不具合が発生したことから、10月に、東京電力に対し、不具合の確実な抽出と対策の実施を申し入れ、先月開催した廃炉安全監視協議会において、その取組状況を確認するとともに、原因究明の結果等については、県民に分かりやすく公表するよう求めたところであります。

次に、原発労働者の危険手当につきましては、これまでも、労働者安全衛生対策部会において、支払状況を確認するとともに、労働者へ適切に支払われるよう、国に対し、東京電力への指導・監督の徹底を求めてきたところであり、引き続き、確実に取り組むよう求めてまいる考えであります。

次に、原発労働者の待遇につきましては、これまでも、労働者安全衛生対策部会等において、国に対し、全ての労働者に対する雇用の適正化はもとより、健康管理の徹底や作業環境の改善等、あらゆる労働環境の整備について求めてきたところであり、引き続き、労働者が安定的に、安心して働くことができる環境の整備を求めてまいる考えであります。

原子力損害対策担当理事

紛争解決センターの和解仲介につきましては、簡易な手続で公正に解決が図られることから、原子力災害の原因者としての自覚を持って和解案を積極的に受け入れるよう、東京電力に繰り返し要求するとともに、国に対しても、指導の強化を求めてきたところであります。引き続き、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

二、災害対策について

総務部長

公共施設の維持補修費につきましては、施設の老朽化の状況と将来の利用計画を踏まえた個別施設計画を参考に、長寿命化対策の必要性などを総合的に勘案しながら、適切に予算の確保、配分に努めてまいる考えであります。

危機管理部長

消防職員につきましては、各消防本部とも、管内の人口や面積、地域での消防力等を総合的に勘案して必要な職員の定数を定め、配置しているものと考えております。

次に、被災者生活再建支援金につきましては、これまでも国に対し制度の充実を求めており、11月には全国知事会として、住宅半壊世帯にも対象を拡大するよう国に要望したところであります。引き続き、全国知事会と連携しながら必要な制度の見直しを要望してまいりたいと考えております。

次に、被災者の住宅再建支援につきましては、国の被災者生活再建支援制度が適用されない小規模の自然災害により、住宅の全壊や大規模半壊の被害を受けた世帯に国の制度と同額の支援金を支給する独自の被災者住宅再建支援制度を平成28年度に創設したところであります。県の制度の対象拡大については、国の制度の見直しの動向を注視してまいります。

次に、住宅用火災警報器の設置につきましては、消防庁において、火災発生時の死亡リスクや損失の拡大リスクが大幅に減少するとの分析がなされており、大切な命と財産を守るために極めて有効であると考えております。このため、テレビ、ラジオ等による広報や、消防関係機関と連携した春と秋の火災予防運動等における周知など、引き続き、設置の促進に努めてまいります。

保健福祉部長

福祉避難所につきましては、平成29年度末時点で55市町村、414か所が指定されており、昨年度、避難訓練を実施したのは9市町村であります。引き続き、様々な機会を捉え、福祉避難所の避難訓練を実施するよう働き掛けてまいります。

次に、風しんワクチンにつきましては、妊娠を希望する女性及びその配偶者を対象に市町村が予防接種を行う場合、それに対する経費の2分の1を、県独自に平成25年度から補助しているところであります。併せて、国に対しても、補助対象外となっている方々の接種への助成を行うよう要望しております。

土木部長

河川の改修や整備に関する予算につきましては、平成30年7月豪雨を踏まえ、先月、国に対して要望を行ったところであり、引き続き、豪雨災害等から県民の安全で安心な生活を守るため、必要な予算の確保に努めてまいります。

教育長

県立学校施設につきましては、災害時には、県民の避難所としての役割も担うことから、これまで、校舎等の改築などに併せて、トイレの洋式化や太陽光発電設備等の設置を進めてきたところであり、今後とも、避難所機能の充実に努めてまいります。

次に、県立学校のエアコンにつきましては、授業や休憩時間など、児童生徒が学校生活の多くの時間を過ごす普通教室を中心に設置することとしており、体育館への設置は検討しておりません。

三、福祉型県政について

総務部長

知事部局における障がい者の雇用につきましては、11月に採用試験を実施し、さらに今月3日から追加募集を行うなど来年4月1日付けで20名程度の採用を予定しているところであり、法定雇用率の速やかな達成に向けてしっかり取り組んでまいりる考えであります。

保健福祉部長

特定健診費用の無料化につきましては、実施主体である市町村が未受診者の状況や費用負担の在り方を踏まえ、判断するものと考えております。県といたしましては、被保険者に特定健診の大切さを理解していただくことが重要であることから、普及啓発事業への助成や受診率向上に効果的な取組事例の紹介など、市町村を支援してまいります。

次に、がん検診費用の無料化につきましては、実施主体である市町村が未受診者の状況や費用負担の在り方を踏まえ、判断するものと考えております。県といたしましては、県民に検診の大切さを理解していただくことが重要であることから、がん検診推進員等による普及啓発や、検診を受けやすいよう検診機会の拡大を図るなど、市町村を支援することにより、受診率の向上に努めているところであります。

次に、介護職員の処遇改善策につきましては、これまで、月額平均最高3万7千円相当の「処遇改善加算」が実施されており、この制度の運用により、処遇改善に取り組む事業者への支援を行っております。また、現在、経験・技能のある介護職員に重点化を図った更なる処遇改善の来年10月実施に向けた検討が国においてなされており、その動向を注視してまいる考えであります。

次に、特別養護老人ホームの整備促進につきましては、要介護認定者数の推移見込みや入所希望者の状況などを踏まえ、市町村が必要とする整備量を積み上げた介護保険事業支援計画に基づき、施設整備への補助を行っているところであり、今後とも、計画的な施設整備を支援してまいる考えであります。

次に、特別養護老人ホームの利用者負担軽減につきましては、低所得者においては、利用者負担の上限額がより低額に設定されているほか、食費、居住費の減額措置が講じられているなど、利用者負担額の軽減がなされていると認識しております。

こども未来局長

ひきこもりの実態調査につきましては、平成28年度に国が実施した実態調査でひきこもりの方の生活状況などが報告されております。また、今年度、国において40歳以上を対象とした新たな実態調査が予定されているところであり、こうした調査も踏まえながら、支援を行ってまいります。

四、国保問題について

保健福祉部長

子どもに係る国保税の均等割につきましては、今年7月に医療保険制度間の公平を図るべく軽減措置の導入について全国知事会を通して要望しており、今後とも全国知事会と連携して対応してまいります。

次に、短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付につきましては、市町村が判断するものであり、県といたしましては、適切に制度を運用するよう助言しているところであります。

五、農業政策について

農林水産部長

日米物品貿易協定につきましては、先月27日、国に対し、復興の途上にある本県農林水産業が持続的に発展できるよう万全の対策を求めたところであります。

次に、小規模な家族農業につきましては、本県の農業経営体の4割強が1ヘクタール未満の規模であり、持続的な地域農業に大きな役割を果たしておりますことから、引き続き、地域の特色をいかした園芸産地の形成、地域産業6次化、地域の共同活動、集落営農等について支援してまいります。

次に、農業後継者の確保につきましては、本県農業の持続的な発展のために重要であります。そのため、若い世代を中心とした就農フェアの実施、地域の就農サポート体制の支援、農業法人における実践的な研修、アグリカレッジ福島における技術習得など農業後継者対策に取り組んでまいります。

次に、有害鳥獣対策につきましては、侵入防止柵や緩衝帯の整備、有害捕獲など地域ぐるみで、総合的な対策が重要であることから、引き続き、必要な予算の確保を国へ求めてまいります。

生活環境部長

イノシシ管理計画の見直しにつきましては、現在、専門家の助言を得ながらこれまでの捕獲実績や生息情報、定点カメラの観測結果に基づく経年変化等の分析・検証を行い、より効果的な管理手法の検討作業を進めております。今後、年度内に新たな管理計画を策定し、市町村や関係機関と連携してイノシシの被害防止にしっかりと取り組んでまいります。

六、商業まちづくり推進条例について

商工労働部長

商業まちづくり基本方針につきましては、商業まちづくり審議会において、公共交通ネットワークの充実やまちなかのにぎわい創出のほか、新たに、連携中枢都市圏など、

市町村間の連携による広域的なまちづくりの推進を視点に、検討が進められているところであり、今後は、県民や市町村、関係団体の意見等も踏まえ、見直しを進めてまいる考えであります。

七、女性と人権について

総務部長

女性職員の管理職登用につきましては、福島県職員男女共同参画推進行動計画における女性管理職割合を平成32年度までに8.0%とする目標に対し、今年度は6.9%となっており、引き続き、多様な研修機会の確保や幅広い職務経験の付与等により積極的に取り組んでまいる考えであります。

生活環境部長

県の審議会等における女性委員の登用につきましては、本年4月1日現在で、委員総数に占める女性委員の割合は、35.9%となっております。ふくしま男女共同参画プランにおいては、40%を下回らないことを目標としており、引き続き、登用率の低い分野における人材の発掘、情報の集積に努め、各部局と共有するなど、女性委員の登用促進に取り組んでまいります。

<再質問>

再質問をいたします。はじめに知事に伺います。

国保の問題です。知事は皆保険の理念が実現できるように、国庫への負担増を求めていくという答弁をされました。この国庫の負担増を改善ができるように引き続いて求めていただきたいと思います。

2014年の自民党部会でも、栃木県の福田知事は「国庫の大幅な負担増改善のための1兆円の資産をしている」という発言もあります。いま国保が抱えている根本的な問題解決には、国の財政措置以外にないのではないかと思います。

今年から国保の財政運営が都道府県に移管したことに合わせて、国保への新たな国の財政負担増として3,400円億追加されましたが、県内では全ての市町村で今年は国保税の引き上げは行われませんでした。引き下げたところもその幅は非常に極めて少額に止まっているという、こういう事態であります。構造的な危機を打開するには程遠いという現状であります。特に低所得者が圧倒的に多い国保の構造的な課題を解決するため

には、世帯割、均等割を廃止することで、せめて協会けんぽ並みの国保税負担にすることが重要だと思います。

そのためにも必要な国庫負担の増額を求めていると思います。もう一度知事の答弁を求めます。

次に、保健福祉部長に尋ねます。

子どもに関わる国保税の均等割についてです。均等割は子供の数が増えれば国保税が重くなるという、まるで人頭税で子育て支援に逆行しています。そもそも人間の頭数に応じて課税するという人頭税は、古代に作られた税制で、人類史上で最も原始的で過酷な税とされています。それが21世紀の今日の公的医療制度に残っているのです。この時代錯誤の仕組みこそ改める必要があると思います。子育て日本一を目指す福島県でこそ子どもに関わる国保税の均等割を県内全市町村で全額免除できるように取り組むべきではないでしょうか。再度答弁を求めます。

続いてもう一問、保健福祉部長にお尋ねします。

国保の短期証・資格証の交付についてです。保険証を取り上げられ、医者にかかる時に窓口で全額を支払わなければならない資格証明書交付世帯は、本県で3,408世帯、短期証交付は8,989世帯に上っています。日本医師会での医療関係者も、国民皆保険制度を守るためにも、低所得者の保険税を引き下げて保険証の取り上げを止めるよう求めています。

全日本民主医療機関連合会の関係者は、保険証があればもっと命を助けられる、助かると語っています。手遅れで死亡する手遅れ死をなくすために保険証の取り上げをやめるべきです。市町村に強く指導すべきです。再度、答弁を求めます。

<再答弁>

内堀雅雄知事

阿部議員の再質問にお答えをいたします。

国保制度の持続可能で安定的な運営を図るため、国保改革に係る国の財政支援が着実に実施されるよう、引き続き、要望を行って参ります。

保健福祉部長

再質問にお答え致します。

子どもにかかる国保税の均等割についてでございますが、国保特有の制度であるというふうに認識しております。従いまして、今年7月に医療保険制度間の公平を図るという観点から、軽減措置の導入について全国知事会を通して要望したところでありまして、今後とも全国知事会と連携して対応してまいります。

さらにもう一問、国保における短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付に関する質問でございますが、市町村が基本的に判断するものでございますので、その運用にあたって適切を欠くことのないよう県として今後とも助言を続けてまいります。

<再々質問>

再々質問を商工労働部長に、まちづくり条例の件で伺います。

本県の商業まちづくり推進条例が作られた背景には、大型店の出店問題がありました。伊達市の東京ドーム5倍にあたる東北最大規模の超大型店出店計画をはじめ、県内各地の出店計画もあり、まちづくりのあり方が問われました。地域経済に影響を及ぼし地元商店街への甚大な影響も懸念され、近隣市町村のまちづくりに大きな影響を及ぼすことから、県は全国に先駆けて商業まちづくり推進条例を創設しました。地元の商工業者を守る立場から、店舗面積6,000平米以上の小売商業施設の立地について、広域の見地から調整を行うとした経緯があります。

中間整理素案に盛り込まれようとしている「連携中枢都市圏」や、圏域での協力、連携と広域的なまちづくりを推進するということは、これまでの「コンパクトなまちづくり」「持続可能なまちづくり」を壊すことになるのではないのでしょうか。再度答弁を求めます。

保健福祉部長に風しんワクチンの無料化について伺います。

本県にしても障がい者を増やすことがないように無料とする対応にすべきと思います。再度伺います。

<再々答弁>

保健福祉部長

再質問にお答えいたします。

風しんの拡大を防ぐためには、予防接種が最も効果的な対策であるというふうに認識をしております。さらに先天性風しん症候群が最も予防すべき症状であるというふうに考えておりますので、まずは妊娠を希望する女性、その配偶者の方に対して予防接種を優先して、率先して摂取していただけるよう助成措置をとっているところにあります。今後とも予防接種を積極的に自発的に受けていただけるように啓発に努めてまいります。

商工労働部長

再質問にお答えいたします。

商業まちづくり基本方針につきましては、人口減少や少子高齢化が進展する中で、市町村間の連携により、交流人口の拡大あるいは街中の賑わいの創出を図ることが重要であるというふうに考えておまして、現在商業まちづくり審議会において、広域的なまちづくりの視点も踏まえまして検討が進められているところであります。

今後は商業まちづくり条例基本の基本理念でございます「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考えのもと、県や市町村関係団体の意見等も踏まえ、見直しを進めて参る考えであります。

以上